

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

1 「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に規定される「一般廃棄物処理基本計画」で、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。

現行計画は平成29年3月に策定され、平成29（2017）年度から令和13（2031）年度までの15か年の計画となっている。

2 改定時期・計画期間

- (1) 改定時期 令和4年度中（策定作業期間 令和3年～4年度）
- (2) 計画期間 令和5年度から令和19年度までの15年間（※予定）

3 改定の趣旨

- (1) 「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月環境省）において、一般廃棄物処理基本計画は概ね5年ごとに改定することとされていることから、現行計画の改定を行う。
- (2) 人口推計の変更や社会環境の変化を反映するほか、現状のごみ排出量等が計画値から乖離しており、計画フレームや数値目標について点検・評価を行う。
- (3) 計画の実効性を高めるため、具体的施策である計画事業の見直しを行う。

4 審議会及び専門部会の役割について

- (1) 千葉市廃棄物減量等推進審議会
 - ア 役割 : 市長の諮問により、計画策定に係る基本的事項についての答申を行うとともに、計画（案）の審議を行う。
 - イ 開催回数 : 令和3年度：3回、令和4年度：4回（※予定）
- (2) 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会
 - ア 役割 : 計画の専門的、技術的事項についての調査研究を行う。
計画の骨子に関わる主要事項の詳細な調査研究を行い、審議会に報告を行う。
 - イ 開催回数 : 令和3年度：2回（※予定）
 - ウ 委員数 : 5名程度（審議会委員より指名）

5 計画策定のスケジュール（予定）

（1）令和3年度

- 令和3年 6月 計画の基本的事項についての諮問
専門部会（「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会」）の設置
- 10月～ 基本理念・基本方針の作成、個別事業の検討

- 令和4年 1月～ 計画骨子の作成

（2）令和4年度

- 令和4年 4月～ 計画素案の作成
- 6月 計画の基本的事項についての答申
- 7月～ 計画（案）の作成
- 11月 パブリックコメントの実施

- 令和5年 1月 計画（最終案）の確定
- 3月 計画策定、計画書配布